

JAL CARGO



Japan Airlines Co.,Ltd.
NRE Tennozu Bldg. 19F
4-11, Higashi-shinagawa 2 chome
Shinagawa-ku, Tokyo 140-8637
Tel: 03-5460-5747 / Fax: 03-5460-5859

JALCARGO-INFO-24_028

2024年12月26日

お客さま各位

日本航空株式会社

国際貨物運送約款の改訂についてのお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素よりJALCARGOに格段のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

今般、ICAOにより、モントリオール条約上の運送人責任限度額の見直しが合意されたことに伴い、航空運送状裏面約款も改定となりますので、ご案内申し上げます。

何卒、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 発効日

2024年12月28日発券分より

2. 改定箇所

モントリオール条約第24条の損害賠償に係る責任限度額の見直しに伴う変更(第50条、第51条)

※詳細は別紙をご参照ください。

なお、改定後の弊社国際運送約款は、12月26日よりJAL CARGO ホームページに掲載しております。

<https://www.jal.co.jp/jalcargo/inter/conditions/>

3. 航空運送状(裏面約款)について

旧裏面約款が印刷されたAWBについては、12月28日の発効日以降も引き続きご使用いただけますが、その場合でも、改定後の弊社国際運送約款が適用となります。(旧裏面約款を読み替えます。)

ご不明な点がございましたら、弊社営業担当までお問合せください。

以上

国際運送約款新旧対照表（条文変更箇所のみ記載）

現行	改定案	備 考
<p>【第7節 運送人の責任】</p> <p>第50条 適用法令</p> <p>4. 荷送人が引渡のときに貨物の価額を申告する機会が与えられたことを認め、かつ、航空運送状面に「運送にあたっての荷送人の申告価額」として記載された金額が、1 キログラムあたり22SDR（ただし、会社規則に定める場合には、現地通貨によるその相当額）を超える場合、その金額が荷送人の申告価額となることを了承します。</p> <p>第51条 責任の制限 （責任限度額）</p> <p>4.</p> <p>（1）運送のための料金は、荷送人の申告価額を基礎として算出されており、会社のすべての責任は、いかなる場合にも、航空運送状面に記載された、「運送にあたっての荷送人の申告価額」を超えることはありません。荷送人による当該申告がない場合、会社の責任限度額は、破損し、滅失し、紛失し、毀損し又は延着した貨物1 キログラムあたり22SDR とします。</p>	<p>【第7節 運送人の責任】</p> <p>第50条 適用法令</p> <p>4. 荷送人が引渡のときに貨物の価額を申告する機会が与えられたことを認め、かつ、航空運送状面に「運送にあたっての荷送人の申告価額」として記載された金額が、1 キログラムあたり2226SDR（ただし、会社規則に定める場合には、現地通貨によるその相当額）を超える場合、その金額が荷送人の申告価額となることを了承します。</p> <p>第51条 責任の制限 （責任限度額）</p> <p>4.</p> <p>（1）運送のための料金は、荷送人の申告価額を基礎として算出されており、会社のすべての責任は、いかなる場合にも、航空運送状面に記載された、「運送にあたっての荷送人の申告価額」を超えることはありません。荷送人による当該申告がない場合、会社の責任限度額は、破損し、滅失し、紛失し、毀損し又は延着した貨物1 キログラムあたり2226SDR とします。</p>	<p>モンテリオール条約第24条の損害賠償に係る責任限度額の見直しに伴う変更</p> <p>モンテリオール条約第24条の損害賠償に係る責任限度額の見直しに伴う変更</p>